

大阪府から政令指定都市(大阪市、堺市)へ移譲される事務・権限(第5次一括法関連)

H28.4.1時点

法律名	事務・権限	大阪府の担当・窓口	指定都市の担当・窓口		事務・権限 移譲の日
			大阪市	堺市	
毒物及び劇物取締法	特定毒物研究者の許可等	健康医療部薬務課・麻薬毒劇物グループ	健康局 健康推進部生活衛生課 薬務指導グループ	健康福祉局 健康部保健所 環境薬務課	H28.4.1
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可	健康医療部薬務課・医療機器グループ	健康局 健康推進部生活衛生課 薬務指導グループ	健康福祉局 健康部保健所 環境薬務課	H28.4.1

※すでに事務処理特例条例により大阪市、堺市へ移譲されている事務を除く。